

# マドリッドプロトコル個別手数料一覧表

2015年2月  
特許庁国際商標出願室

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
アイスランド (2014.12.13ヨリ)	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	47	1類を超えた1類毎に	47
	団体商標		団体商標	
	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	47	1類を超えた1類毎に	47
アイルランド (2011.1.3ヨリ)	1類まで	325	1類まで	332
	1類を超えた1類毎に	93	1類を超えた1類毎に	166
アフリカ知的財産機関(OAPI) (2015.3.5ヨリ)	3類まで	733	1類まで	917
	3類を超えた1類毎に	150	1類を超えた1類毎に	183
			6ヶ月の猶予期間中の更新の場合 追加手数料: 1類毎に	238
アルメニア	1類まで	221	1類まで	221
	1類を超えた1類毎に	22	1類を超えた1類毎に	22
欧州連合 (2011.5.28ヨリ)	3類まで	1,111	3類まで	1,533
	3類を超えた1類毎に	192	3類を超えた1類毎に	511
	団体商標		団体商標	
	3類まで	2,070	3類まで	3,449
	3類を超えた1類毎に	383	3類を超えた1類毎に	1,022
イギリス (2011.8.1ヨリ)	1類まで	262	1類まで	291
	1類を超えた1類毎に	73	1類を超えた1類毎に	73
イスラエル (2014.3.6ヨリ)	1類毎に	415	1類毎に	740
	1類を超えた1類毎に	312	1類を超えた1類毎に	625
イスラエル (2015.3.29ヨリ)	1類毎に	404	1類毎に	721
	1類を超えた1類毎に	304	1類を超えた1類毎に	608
イタリア (2011.1.3ヨリ)	1類まで	121	1類まで	80
	1類を超えた1類毎に	41	1類を超えた1類毎に	41
	団体商標		団体商標	
	類の数によらない	403	類の数によらない	241
インド (2015.2.6ヨリ)	1類毎に	62	1類毎に	78
	団体商標		団体商標	
	1類毎に	156	1類毎に	156
ウクライナ (2011.9.18ヨリ)	3類まで	429	類の数によらない	429
	3類を超えた1類毎に	86		
ウズベキスタン (2011.9.18ヨリ)	1類まで	1,028	1類まで	514
	1類を超えた1類毎に	103	1類を超えた1類毎に	51
	団体商標		団体商標	
	1類まで	1,543	1類まで	1,028
	1類を超えた1類毎に	154	1類を超えた1類毎に	103
エストニア (2011.3.10ヨリ)	1類まで	176	類の数によらない	224
	1類を超えた1類毎に	56		
	団体商標		団体商標	
	1類まで	240	類の数によらない	280
	1類を超えた1類毎に	56		
オーストラリア(2014.1.12ヨリ)	1類毎に	357	1類毎に	255
オマーン (2011.6.9ヨリ)	1類毎に	484	1類毎に	727
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類毎に	1,211	1類毎に	1,453
ガーナ (2011.9.18ヨリ)	第1段階(出願料相当分)			
	1類毎に	129	1類毎に	291
	第2段階(登録料相当分)※			
	1類毎に	86		
韓国(2009.4.1ヨリ)	1類毎に	233	1類毎に	266

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
キューバ (2013.5.26ヨリ)	第1段階(出願料相当分)		3類まで	274
	3類まで	274	3類を超えた1類毎に	91
	3類を超えた1類毎に	91	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
	団体商標		3類まで	329
	3類まで	320	3類を超えた1類毎に	91
	3類を超えた1類毎に	91	団体商標	
第2段階(登録料相当分)※			3類まで	320
類の数によらない	82		3類を超えた1類毎に	91
6ヶ月の猶予期間中の更新の場合			3類まで	375
団体商標			3類を超えた1類毎に	91
類の数によらない	82			
キュラソー島 (2011.10.1ヨリ)	3類まで	272	3類まで	272
	3類を超えた1類毎に	28	3類を超えた1類毎に	28
	団体商標		団体商標	
	3類まで	540	3類まで	540
3類を超えた1類毎に	55	3類を超えた1類毎に	55	
ギリシャ (2013.2.27ヨリ)	1類まで	133	1類まで	108
	1類を超えた1類毎に(*)	24	1類を超えた1類毎に(*)	24
	団体商標		団体商標	
	1類まで	663	1類まで	542
	1類を超えた1類毎に(*)	120	1類を超えた1類毎に(*)	120
(* 1出願で10類を越える場合、10類を越えた類の手数料は不要)				
キルギス	1類まで	340	類の数によらない	500
	1類を超えた1類毎に	160		
グルジア (2012.1.19ヨリ)	1類まで	314	1類まで	314
	1類を超えた1類毎に	115	1類を超えた1類毎に	115
ケニア (2014.6.12ヨリ)	1類まで	312	1類まで	178
	1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134
	団体商標又は証明商標		団体商標又は証明商標	
	1類まで	312	1類まで	178
1類を超えた1類毎に	223	1類を超えた1類毎に	134	
コロンビア (2015.1.1ヨリ)	1類まで	373	1類まで	204
	1類を超えた1類毎に	187	1類を超えた1類毎に	99
	団体商標			
	1類まで	497	6ヶ月の猶予期間中の更新の場合	
1類を超えた1類毎に	248	1類毎に	278	
サンマリノ (2011.12.3ヨリ)	3類まで	178	3類まで	178
	3類を超えた1類毎に	47	3類を超えた1類毎に	47
	団体商標		団体商標	
	3類まで	320	3類まで	320
3類を超えた1類毎に	83	3類を超えた1類毎に	83	
シリア(2013.10.12ヨリ)	1類毎に	116	1類毎に	116
シンガポール(2011.12.20ヨリ)	1類毎に	272	1類毎に	197
スイス (2014.1.1ヨリ)	3類まで	450	類の数によらない	500
	3類を超えた1類毎に	50		
スウェーデン (2013.2.5ヨリ)	1類まで	322	1類まで	322
	1類を超えた1類毎に	126	1類を超えた1類毎に	126
セント・マーチン (2014.12.1ヨリ)	3類まで	298	3類まで	298
	3類を超えた1類毎に	31	3類を超えた1類毎に	31
	団体商標		団体商標	
	3類まで	593	3類まで	593
3類を超えた1類毎に	61	3類を超えた1類毎に	61	
タジキスタン (2012.9.29ヨリ)	1類まで	420	1類まで	420
	1類を超えた1類毎に	16	1類を超えた1類毎に	16
中国 (2011.11.6ヨリ)	1類まで	249	1類まで	498
	1類を超えた1類毎に	125	1類を超えた1類毎に	249
	団体商標			
	1類まで	747		
1類を超えた1類毎に	374			
チュニジア (2013.10.16ヨリ)	1類まで	155	1類まで	222
	1類を超えた1類毎に	20	1類を超えた1類毎に	47
デンマーク (2011.1.3ヨリ)	3類まで	419	3類まで	419
	3類を超えた1類毎に	107	3類を超えた1類毎に	107

国名	出願時	金額 (スイスフラン)	更新時	金額 (スイスフラン)
トルクメニスタン (2012.1.20ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	178 90	類の数によらない	448
トルコ (2014.6.15ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	207 40	類の数によらない	202
ニュージーランド(2012.12.10ヨリ)	1類毎に	115	1類毎に	268
ノルウェー  (2014.7.1ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	340 96 340 96	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	385 148 385 148
パーレーン  (2011.9.18ヨリ)	1類毎に 団体商標又は証明商標 1類毎に	274 297	1類毎に 団体商標又は証明商標 1類毎に	137 137
フィリピン(2014.7.12ヨリ)	1類毎に	95	1類毎に	146
フィンランド  (2014.4.9ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	263 98 355 98	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	306 153 398 153
ブルガリア  (2011.12.28ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	376 25 683 62	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標又は証明商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	185 37 369 74
ボネール島、シント・ユース タティウス島、サバ島  (2011.04.05ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	195 20 279 20	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	319 56 581 56
米国(2013.2.17ヨリ)	1類毎に	301	1類毎に	370
ベトナム  (2011.6.21ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に	101 84	1類まで 1類を超えた1類毎に	91 80
ベネルクス (オランダ、ベルギー、ルクセ ンブルグ)  (2011.1.3ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	211 21 301 21	3類まで 3類を超えた1類毎に 団体商標 3類まで 3類を超えた1類毎に	345 61 629 61
ベラルーシ  (2013.2.19ヨリ)	3類まで 3類を超えた1類毎に	600 50	類の数によらない	700
メキシコ(2013.2.19ヨリ)	1類毎に	193	1類毎に	204
モルドバ  (2011.5.28ヨリ)	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	307 64 370 64	1類まで 1類を超えた1類毎に 団体商標 1類まで 1類を超えた1類毎に	319 64 511 64
日本  (2014.5.10ヨリ)	第1段階(出願料相当分) 1類まで 1類を超えた1類毎 第2段階(登録料相当分)※ 1類毎に	99 75 328	1類毎に	423

参考為替レート: 1スイスフラン≒126.90円 (2015/2/19現在)

※ ガーナ、キューバ、日本は個別手数料の二段階納付制をとっているため、国際登録出願・事後指定時に個別手数料の第一段階部分、各指定国官庁の審査を経て標章の保護が認められた後に国際事務局へ個別手数料の第二段階部分の支払いが必要です。個別手数料の第二段階部分の納付がない場合には、これらの国の指定が取り消されてしまいますので、ご注意ください。

注) 最新情報はWIPOのホームページでご確認下さい。 <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/index.html>

お問い合わせ先: 特許庁国際商標出願室 電話: 03-3581-1101(代) 内線2671~2 FAX: 03-3580-8033
--